3　ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)又はロの夜間支援等体制加算(II)の算定対象となる利用者については、算定しない。

別表第11のロを次のように改める。

11　送迎加算

イ　送迎加算(I)　27単位

ロ　送迎加算(II)　13単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第11の13の注中イからニまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から12までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(IV)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第12のイの１中「839単位」を「804単位」に、「747単位」を「711単位」に、「716単位」を「679単位」に、「672単位」を「634単位」に、「635単位」を「595単位」に改め、同イの２中「522単位」を「524単位」に、「465単位」を「467単位」に、「435単位」を「437単位」に、「424単位」を「426単位」に、「410単位」を「412単位」に改め、同イの注５中「(1)から(5)まで」を「(1)から(6)まで」に改め、「（ただし(4)又は(5)については、平成24年10月１日以降に限る。）」を削り、同注５の(4)中「100分の70」を「100分の50」に改め、同(5)を同注５の(6)とし、同注５の(4)中「100分の85」を「100分の70」に改め、同(4)を同注５の(5)とし、同注５の(3)の次に次のように加える。

(4)　過去２年間の就労移行者数（ただし、平成28年４月１日以降においては、第13の１の注２又は注３に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等へ移行した者を除く。）が０の場合　100分の85

別表第12の３を次のように改める。

3　就労定着支援体制加算

イ　就労を継続している又は継続していた期間（以下「就労継続期間」という。）が６月以上12月未満の者

(1)　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　29単位

(2)　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　48単位

(3)　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　71単位

(4)　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　102単位

(5)　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　146単位

ロ　就労継続期間が12月以上24月未満の者

(1)　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　25単位

(2)　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　41単位

(3)　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　61単位

(4)　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　88単位

(5)　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　125単位

ハ　就労継続期間が24月以上36月未満の者

(1)　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　21単位

(2)　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　34単位

(3)　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　51単位

(4)　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　73単位

(5)　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　105単位

注　指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の１の注２又は注３に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの(1)から(5)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

別表第12のイの７中「42単位」を「30単位」に改め、同イの注中「平成27年３月31日」を「平成30年３月31日」に改め、同12のロ中「10単位」を「15単位」に、「６単位」を「10単位」に改め、同ロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(III)　６単位

別表第12のロの注１中「注２」の下に「及び注３」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同ロの注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算(II)」を加え、同注２を同ロの注３とし、同ロの注１の次に次のように加える。

2　ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。